

羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金 よくある質問

この支援金について、よくある質問と回答を掲載していますので、参考としてください。

【制度について】

Q1	支援金の目的は。
A1	今般の国際情勢等を起因とする電気・ガス等のエネルギー価格高騰により経営負担を強いられている市内事業者及び本市内に住所を有する個人事業主に対して支援金を給付し、事業者の経営の安定及び事業継続を図ることを目的として実施します。

Q2	どのような概要か。
A2	令和5年4月から令和6年3月までの任意の連続する3か月以内の期間の電力・ガス・灯油等の光熱費の合計負担額に応じて支援金を支給します。 支給額は以下のとおりです。 支給区分1 光熱費の合計 9万円以上15万円未満 → 支給額 2万円 支給区分2 光熱費の合計15万円以上30万円未満 → 支給額 3万円 支給区分3 光熱費の合計30万円以上45万円未満 → 支給額 6万円 支給区分4 光熱費の合計45万円以上60万円未満 → 支給額 9万円 支給区分5 光熱費の合計 60万円以上 → 支給額 12万円

Q3	「光熱費」とは具体的にどのような経費を指すのか。
A3	本支援金における「光熱費」とは、事業所で使用する「電気料金」「ガス料金」「暖房設備に使用する灯油代」となります。

【対象者について】

Q1	複数の店舗を運営しているが、それぞれで申請できるか。
A1	<個人事業主> できません。個人事業者の場合、複数店舗を運営していても確定申告は1つになるためです。対象の全事業所分を合算して申請してください。 <法人> 一つの法人として運営している市内の全事業所分をまとめて申請してください。別法人での運営となっている場合は、法人ごとにそれぞれ申請できます。

Q2	主たる収入を雑所得または給与所得で申告しているが、支援金の対象となるか。
A2	主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合、それが雇用契約に基づかない報酬であれば、本支援金を申請することができます。その場合、業務委託契約書等の写しといった、業務委託契約の状況が分かる書類の提出が必要となります。

Q3	主たる収入を雑所得または給与所得で申告しており、配偶者の扶養に入っている。この場合支援金の対象となるか。
A3	対象となりません。主たる収入を雑所得または給与所得で申告している被扶養者については、世帯の主たる収入が別にあると考えられるからです。また、被雇用者についても支援金の対象外となります。

Q4	事業を承継した場合、支援金の対象となるのか。
A4	個人事業主として令和5年12月31日以前から市内において法人化以降と同じ事業を営んでいれば対象となります。その場合は、廃業届・法人設立届出書等の事業を承継したことがわかる書類が必要となる場合があります。

Q5	羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金を受給した場合、他自治体の支援金・支援金などは対象外になってしまうのか。
A5	本支援金を申請・受給後に国・府・他市の同様の支援金・支援金を申請する場合、当該支援金・支援金の対象外となることがあります。当該支援金・支援金の対象要件をご確認ください。

Q6	羽曳野市中小企業等エネルギー価格高騰支援金と羽曳野市が実施する他の支援金は重複して受給できるのか。
A6	羽曳野市が令和4年度及び5年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施した他の交付金の交付対象となっている場合は、本支援金の交付対象にはなりません。詳細は、申請要項をご確認ください。

Q7	確定申告で経費として光熱費の申告をしていない場合、対象となるのか。
A7	光熱費として経費計上していることが必要です。ただし、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得または給与所得で確定申告をしている個人事業主、【申請について】Q1に該当する事業者にあつては、この限りではありません。

【申請について】

Q1	税務署で、収入が少なく確定申告が不要と言われたが、申請可能か。
A1	市民税・府民税申告書を代替書類として申請することができます。その際、市民税・府民税申告書に、事業所名や所在、売上部分等の記載等がない場合は、別途証明書類が必要となる場合があります。
Q2	確定申告書を紛失したのだが、どうすればいいか。
A2	所管の税務署で開示請求等の手続きにより入手が可能です。入手まで数週間程度かかる場合もありますので、早めの手続きをお願いいたします。
Q3	「任意の連続する3か月間」の光熱費について、例えば電気代は令和5年7月分～9月分、ガス代及び灯油代は令和6年1月分～3月分、という異なる期間のものを申請できるのか。
A3	申請にあたっては、まず任意の連続する3か月間の交付申請対象期間を設定いただき、その期間に使用した光熱費が対象となります。光熱費の種類ごとに異なる期間を設定することはできません。
Q4	1か月分の光熱費のみで対象経費を60万円以上計上している場合であっても、他の月分の経費の領収証等の提出は必要か。
A4	1か月分の光熱費で60万円以上に達する場合は、それ以外の月分の領収証等の提出は必要ありません。
Q5	テナントを借りて営業しており、電気料金は電気会社ではなく、ビルオーナーへ支払いを行っているが、対象になるか。
A5	ビルのオーナーが電気料金・ガス料金を一括して支払っており、貴事業所からオーナーへ電気料金・ガス料金を支払っている場合にも、本支援金の対象となります。この場合、オーナーからの領収証を提出してください。
Q6	対象経費は税抜きと税込みのどちらの金額を記載するか。
A6	税込みの金額を記載してください。
Q7	領収証等を紛失してしまった場合、申請できるのか。
A7	領収証等がない経費は対象となりません。紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社等に再発行をご依頼ください。またWeb版の領収証や通帳の写しでも申請は可能です。(ただし、〇〇月分及び使用場所の記載がない場合は、購入先に確認の上、余白に手書きで記載すると共に、直近の領収証(検針票)を1か月分添付してください。)
Q8	クレジットカードで支払いをしている場合は領収証の代わりに何を添付すれば良いか。
A8	クレジットカード会社の利用明細(費用名又は支払先が記載されている)のほか、引き落としが確認できる通帳の該当部分の写し等を添付してください(Q17参照)。法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となり、個人の場合は、代表者名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。クレジットカードによる支払の場合は、口座からの引き落としが完了してからの申請になります。
Q9	青色申告をしている個人事業者で申請する際、全ページ提出しなければならないか。
A9	損益計算書についての記載がある1ページのみで構いません。
Q10	灯油式ボイラーを業務で使用しているが、その灯油代は対象になるか。
A10	今回の光熱費の対象は「暖房設備に使用する灯油」の代金に限られ、それ以外の用途に使用する灯油代は対象外となります。
Q11	対象経費の支払が確認できる書類として領収書の代わりに検針票でも可能か。
A11	検針票の場合、前月分の領収済額が記載されているものであれば、前月分の対象経費の領収書類として利用できます。この場合、他の光熱費に比べて対象月が1か月後のものを添付することになります。
Q12	窓口で申請書を提出したい
A12	本支援金の申請書類を持参(持ち込み)で受付する窓口は設けておりません。恐れ入りますが、郵送にてご送付をお願いいたします。
Q13	申請書類を市ホームページから印刷できない。どうすればよいか
A13	羽曳野市役所本館2階、経済労働課の窓口にて申請書類を配布しています。

Q14	記入を誤ってしまった。修正方法を教えて欲しい
A14	二重線で訂正をお願いします。訂正印は不要です。
Q15	個人事業主の本人確認書類にマイナンバー通知カードは利用できるか
A15	マイナンバー通知カードは利用できません。運転免許証やマイナンバーカード(本体)が利用できます。
Q16	提出書類の一部を添付し忘れたがどうすればよいか
A16	コールセンターにご連絡の上、添付予定の提出書類を再度事務局へお送りください。事務局へ到着次第、審査を再開させていただきます。
Q17	支援金振込先確認書類となる通帳の写しは、どの部分のコピーが必要か
A17	金融機関名、支店番号(支店名)、預金種別(普通・当座等)、口座番号、口座名義人(カナ名義)の5点を確認できる部分です。 通帳の1ページ目の見開き部分で確認できる場合がほとんどですが、稀に普通・当座預金の口座番号が載っていないものもありますので、その場合は表紙部分のコピーも合わせて同封してください。 <屋号付の口座の場合> 屋号のフリガナが記載されている通帳の表紙と、通帳見開きの口座番号、フリガナが分かるページの2カ所のコピーを同封してください。 (金融機関によっては、屋号付口座のカナが印字されていないものもありますので、その場合は表紙のコピーにフリガナを記入したものを添付してください。)
Q18	ネット銀行のため通帳がない場合はどうすればよいか
A18	金融機関名、支店番号(支店名)、預金種別(普通・当座等)、口座番号、口座名義人(カナ名義)の5点を確認する必要がありますので、ネット上の当該情報の分かる画面のスクリーンショットのコピー(またはキャッシュカードのコピー)を同封してください。
Q19	申請から支給までの手続きの流れを知りたい
A19	市ホームページにて申請書類をダウンロードして頂き、必要書類をご準備の上、事務局へ発送してください。事務局では、届いた書類を確認後、審査を実施いたします。 すべての審査が完了となった事業者様には、市から「支給決定通知」をお送りします。この決定通知の右上に印字の日付が「支給決定日」となっており、支援金の支給時期は、この日から2~3週間後程度を予定しています。決定通知が届きましたら、上記支給決定日のご確認をお願いいたします。

【給付要件について】

Q1	光熱費の計上月の基準はあるのか。
A1	購入会社が領収証に記載の使用月分を原則とします。記載のない場合は、利用期間の日数が多い方の月(同じ場合は若い方の月)とします。 (例:令和5年4月20日~令和5年5月19日 → 使用月は5月分とする) 利用期間の記載もない場合は請求月の属する月とします。
Q2	灯油代をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上するのか。
A2	プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に灯油を購入(プリペイドカードを使用)された月で計上してください。
Q3	事業所を事業所兼居住用住宅としている場合、補助対象経費はどうなるのか。
A3	事業所として利用する割合で計算してください。
Q4	ガソリン代は対象経費となるのか。
A4	本支援金における対象経費は「暖房設備に使用する灯油」の代金に限られ、ガソリン代は対象外となります。